

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県いじめ問題調査審議会 (生徒指導課)	
設置年月日	平成26年3月27日	
設置根拠等	いじめ防止対策推進法第14条第3項 執行機関の附属機関に関する条例 埼玉県いじめ問題調査審議会規則	
委員定数・任期	5人・2年	
職務内容	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の定めるところにより、県立学校における重大事態(当該県立学校による調査が困難であるものに限る。)その他地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する。	
公開・非公開 の別	公開	ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>○第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月17日(火)</li> <li>・埼玉会館</li> <li>・議題 会長、副会長の選任について いじめ重大事態に係る調査について</li> </ul>	